

変更前	区分	変更後
<p>家庭用高効率給湯器契約（選択約款） — 四街道12A地区 — 2019年10月1日実施</p>	<p>変更</p>	<p>家庭用高効率給湯器契約（選択約款） — 東京地区等 — 2020年10月30日実施</p>
<p>1. 対象となるお客さま この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第12の供給区域で「四街道12A地区」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>1. 対象となるお客さま この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第12の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。</p>
<p>2. 用語の定義 この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。</p> <p>① 居室に温水を供給するための給湯器であること ② 潜熱を回収するための熱交換器を有すること ③ 給湯熱効率が90%以上であること</p> <p>(2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。</p> <p>(3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。</p>	<p>変更</p>	<p>2. 用語の定義 この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。</p> <p>① 居室に温水を供給するための給湯器であること ② 潜熱を回収するための熱交換器を有すること ③ 給湯熱効率が90%以上であること</p> <p>(2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。</p> <p>(3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。</p> <p>(4) 「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。</p>
<p>3. 適用条件 この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用高効率給湯器契約—四街道12A地区—（平成28年5月1日実施）の契約が成立していて、(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、同一需要場所において継続してこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になること。</p> <p>(2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。</p> <p>(3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。</p>	<p>変更</p>	<p>3. 適用条件 この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用高効率給湯器契約—東京地区等—（平成27年12月10日実施）の契約が成立していて、(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、同一需要場所において継続してこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になること。</p> <p>(2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。</p> <p>(3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。</p>
<p>4. 料金 当社は別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。</p>		<p>4. 料金 当社は別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率に基づき精算いたします。</p>
	<p>新規</p>	<p>5. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(6)のとおりといたします。</p>

		<p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートルあたり） ＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートルあたり） ＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率） （備考） 上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。</p> <p>（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トンあたり） 57,250円</p> <p>② 平均原料価格（トンあたり） 別表第1の(6)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。</p> <p>（算式） 平均原料価格＝トンあたりLNG平均価格×0.9479 ＋トンあたりLPG平均価格×0.0546</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>（算式） イ． 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ． 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p>
<p>5. 精算 ガス基本約款10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。</p>	<p>項目 番号 変更</p>	<p>6. 精算 ガス基本約款10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。</p>
<p>6. その他 その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。</p>	<p>項目 番号 変更</p>	<p>7. その他 その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。</p>
<p>付則 1. 実施の期日 この選択約款は2019年10月1日から実施いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>付則 1. 実施の期日 この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は2020年10月30日から実施いたします。</p>
<p>2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置 この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用高効率給湯器契約－四街道12A地区－（平成29年4月1日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。 (1)2019年10月1日以降、ガス基本約款およびこの選択約款をあわせて適用します。 (2)当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率8パーセントとし、本選択約款の変更前の家庭用高効率給湯</p>	<p>廃止</p>	

<p>器契約－四街道 12A 地区－（平成 29 年 4 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。</p>		
	<p>新規</p>	<p>2. 地区の統合に伴う四街道 1 2 A 地区のお客さまについての取扱い 本選択約款実施の前日に現に家庭用高効率給湯器契約－四街道 1 2 A 地区－（2019 年 10 月 1 日実施）（以下「旧選択約款」といいます。）の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。 2020 年 10 月 30 日以降、ガス基本約款および本選択約款をあわせて適用し、3. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置を講じます。</p>
	<p>新規</p>	<p>3. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置 (1) 当社は、2020 年 10 月 29 日まで旧選択約款の適用があり、2020 年 10 月 30 日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて、2020 年 10 月 30 日とその前日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。 （算式） 料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） = ①旧選択約款適用期間の料金 + ②本選択約款適用期間の料金 ①旧選択約款適用期間の料金（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） = ③旧選択約款別表第 2 の基本料金 × D₁ / D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） + ④旧選択約款別表第 2 の単位料金 × V₁ ②本選択約款適用期間の料金（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） = ⑤本選択約款別表第 2 の基本料金 × D₂ / D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） + ⑥本選択約款別表第 2 の調整単位料金 × V₂ (2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧選択約款別表第 2 および本選択約款別表第 2 においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した 1 か月換算使用量により判定いたします。 （算式） ① 旧選択約款適用期間の 1 か月換算使用量 = V₁ × D / D₁ ② 本選択約款適用期間の 1 か月換算使用量 = V₂ × D / D₂ (3) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、割引上限額は、1 か月につき 2、619 円（消費税等相当額を含みます。）といたします。 （備 考） 旧選択約款 = 2019 年 10 月 1 日実施の家庭用高効率給湯器契約－四街道 1 2 A 地区－ D = 料金算定期間の日数（ただし、ガス基本約款－2020 年 10 月 30 日実施－1 8 (3)の①から⑤のいずれかに該当する場合は、(1)の基本料金の按分の算式の D および、(2)の料金表判定における換算の算式の D を 30 とします。） D₁ = D のうち 2020 年 10 月 29 日までの期間に属する日数 D₂ = D のうち 2020 年 10 月 30 日以降の期間に属する日数 数 V = 料金算定期間の使用量 V₁ = V のうち旧選択約款適用期間の使用量 = V - V₂ V₂ = V のうち本選択約款適用期間の使用量（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） $= V \times \frac{41 \times D_2}{45 \times D_1 + 41 \times D_2}$</p>
<p>(別表第 1)</p>	<p>変更</p>	<p>(別表第 1)</p>

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (3) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表第3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝(基本料金＋単位料金×使用量)(1円未満の端数切り捨て)

割引額

＝(割引前料金額×別表第3に定める割引率)(1円未満の端数切り捨て)

ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額＝0円

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表第3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝(基本料金＋単位料金×使用量)(1円未満の端数切り捨て)

割引額

＝(割引前料金額×別表第3に定める割引率)(1円未満の端数切り捨て)

ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額＝0円

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

- (6) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期

間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

変更

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	726.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	126.11円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	933.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	115.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,415.87円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	103.34円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

④ 料金表D

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	130.46円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,232.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.26円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	726.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	126.11円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	933.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	115.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,415.87円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	103.34円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

④ 料金表D	
a. 基本料金	
1か月およびガスメーター1個につき	1,892.00円 (消費税等相当額を含みます。)
b. 基準単位料金	
1立方メートルにつき	124.96円 (消費税等相当額を含みます。)
c. 調整単位料金	
bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。	
⑤ 料金表E	
a. 基本料金	
1か月およびガスメーター1個につき	6,292.00円 (消費税等相当額を含みます。)
b. 基準単位料金	
1立方メートルにつき	116.16円 (消費税等相当額を含みます。)
c. 調整単位料金	
bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。	
⑥ 料金表F	
a. 基本料金	
1か月およびガスメーター1個につき	12,452.00円 (消費税等相当額を含みます。)
b. 基準単位料金	
1立方メートルにつき	108.46円 (消費税等相当額を含みます。)
c. 調整単位料金	
bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。	

(別表第3)	
(1) 割引率	
割引率	3パーセント
(2) 割引上限額	
割引上限額 (1か月につき)	2,200.00円 (消費税等相当額を含みます。)

変更	(別表第3)	
	(1) 割引率	
	割引率	3パーセント
	(2) 割引上限額	
	割引上限額 (1か月につき)	2,619.00円 (消費税等相当額を含みます。)